一　環境の保全及び省エネルギー の強化、リサイクル対策の推進
1　営業者に期待される役割
⑴　公害防止用設備の導入、産業廃棄物の適正処理
⑵　省エネルギー対応のボイラー機器、空調設備、太陽光発電設備、低公害（ハイブリッド）車、電気自動車等の導入
⑶　節電に資するＬＥＤ照明、蓄電設備等の導入
⑷　温室効果ガス排出の抑制
⑸　ハンガー、ポリ包装資材等の３Ｒ（廃棄物の発生抑制、再使用及び再資源化）の推進
2　組合及び連合会に期待される役割
⑴　公害防止、省エネルギー、リサイクルの各取組方法の構築・普及啓発
⑵　業種を超えた組合間で相互に協力
3　日本政策金融公庫に期待される役割
融資の実施等による営業者の支援

二　少子・高齢化社会等への対応
1　営業者に期待される役割
営業者は、高齢者や障害者、子育て・共働き世帯が住み慣れた地域社会で安心かつ充実した日常生活を営むことができるよう、以下に掲げる事項を中心に積極的な取組に努めること。
⑴　バリアフリー対策の積極的な取組
⑵　集荷・配達サービスの実施
⑶　身体障害者補助犬を同伴する身体障害者等への適切な対応
⑷　従業員に対する教育及び研修の充実・強化
⑸　従業者の育児支援
⑹　地域社会とのつながりを強化する観点も含めた地域の高齢者・障害者等の積極的雇用の推進
2　組合及び連合会に期待される役割
高齢者、障害者等の利便性を考慮した店舗設計やサービス提供に係る研究の実施
3　日本政策金融公庫に期待される役割
融資の実施等による営業者の支援

三　地域との共生（地域コミュニティの再生及び強化（商店街の活性化））
1　営業者に期待される役割
営業者は、地域住民に対してすし店営業の存在、提供する商品やサービスの内容及び営業の社会的役割・意義をアピールするとともに、地域で増加する生活弱者（高齢者、障害者、子育て・共働き世帯）の新たなニーズに対応し、地域のセーフティーネットとしての役割や地域コミュニティの基盤である商店街における重要な構成員としての位置づけが強化されるよう、以下に掲げる事項を中心に積極的に取り組むことで、地域コミュニティの再生・強化や商店街の活性化につなげること。
⑴　地域の街づくりへの積極的な参加
ア　祭りや商店街による手作りイベント等共同事業の立案及び参加
イ　商店街の活性化を通じた地域生活者の「ふれあい」、「憩い」、「賑わい」の創出
⑵　「賑わい」、「つながり」を通じた豊かな人間関係（ソーシャル・キャピタル）の形成
⑶　商店街の空き店舗の有効的活用（子育て支援施設、高齢者交流サロン、地域ブランド品販売等へ利用）
⑷　共同ポイントサービス事業、スタンプ事業の実施
⑸　地域の防犯、消防、防災、交通安全、環境保護活動の推進に対する協力
⑹　災害対応能力及び危機管理能力の維持向上
2　組合及び連合会に期待される役割
⑴　地域の自治体等と連携し、社会活動の企画、指導・援助ができる指導者を育成
⑵　業種を超えた相互協力の推進
⑶　地域における特色ある取組の支援
⑷　自治会、町内会、地区協議会、ＮＰＯ、大学等との連携活動の推進
⑸　商店街役員へのクリーニング業の若手経営者の登用

四　東日本大震災への対応
東日本大震災は未曾有の国難であり、被災地域における営業再開及び被災営業者の生活の再建と活力ある地域の再生のため、総力を挙げて、東日本大震災からの復旧、将来を見据えた復興への取組を進めていくこと。
1　営業者に期待される役割
⑴　被災営業者のみならず営業者全体による相互扶助と連携の下での役割発揮
⑵　被災営業者の営業再開を通じた被災者へのサービスの充実や地域コミュニティの復元
⑶　節電・省エネへの適切な対応
2　組合及び連合会に期待される役割
⑴　同業者による支え合い（太い「絆」で再強化）
⑵　節電啓発や節電行動に対する支援
⑶　節電に資する共同利用施設（共同蓄電設備等）の設置
3　国及び都道府県
東日本大震災を乗り越えて復興を実現し、被災地域のコミュニティの維持回復を図るため、被災営業者及び被災組合の意向等を踏まえつつ、以下に掲げる事項を中心に積極的な取組に努めること。
⑴　被災営業者の営業再開のための施策
⑵　東日本大震災を教訓とした緊急に実施する必要性が高く、即効性の高い防災、減災等の施策
4　日本政策金融公庫に期待される役割
被災営業者に対するきめ細やかな相談・支援を通じた低利融資等の実施

○厚生労働省告示第七十六号

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）第五十六条の二第一項の規定に基づき、興行場営業の振興指針（平成二十一年厚生労働省告示第四十号）の全部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月十三日　厚生労働大臣　田村　憲久

興行場営業の振興指針

興行場営業の営業者が、興行場法（昭和23年法律第137号）等の衛生規制に的確に対応しつつ、現下の諸課題にも適切に対応し、経営の安定及び改善を図ることは、国民生活の向上に資するものである。

このため、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号。以下「生衛法」という。）第56条の２第１項に基づき、興行場営業の振興指針を定めてきたところであるが、今般、営業者、生活衛生同業組合（生活衛生同業小組合を含む。以下「組合」という。）等の事業の実施状況等を踏まえ、営業者、組合等の具体的活用に資するよう、実践的かつ戦略的な指針として全部改正を行った。

今後、営業者、組合等において本指針が十分に活用されることを期待するとともに、新たな衛生上の課題や経済社会情勢の変化、営業者及び消費者等のニーズを反映して、適時かつ適切に指針を改定するものとする。

なお、現時点においては、興行場の多くを映画館が占めているため、今回の指針では特に映画館を例に記述することとする。